

見積もりはとっていません。

- 町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。
- 10番 高橋孝夫委員 清水保育園と白ゆり保育園が使えなくなったということだけではなくて、幼児用プールといえども、夏休みの期間であるとか土日であるとかというのは利用があるわけです。あつて、先ほど教育長からあったように、2,647人がこの平成18年度は利用してるんです。今なかなか宮プールがなくなったことで、実際いろいろ要望されているんです。それは私だけでないと思います。何とか復活してもらえないかと。そうでないと、小出プールに行ったって大変だし、小学校には幼児は行けないわけですね、小学校のプールはあつても。必然的にこの山形のジャバであるとかというふうなところに行くというふうなことになっているわけです。

私は、休止ですからね、平成19年度、これはやっぱり再開してほしいと思っているんです。そのためには、いろいろやっぱり調査してほしいですね。幾らぐらいでやれるのかどうか。それも平成14年度全体だと3,000万円だということとでちゃんとするんじゃないかと、幼児用プールだけを再開するには本当にどれくらいでできるんだろうかという調査・検討を私はしてもらいたいんです。それは市長、最後にお聞きしますけれども、どうでしょうかね、財政大変だとばさっと切らないで、そういう要望も本当にあるわけですから、私は応えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 町田義昭委員長 内谷重治市長。
- 内谷重治市長 お答えいたします。

高橋孝夫委員おっしゃる宮プールを再開すべきと、幼児用のプールをとすることはよく理解できます。また、委員おっしゃいましたように、北部振興会の総会にお邪魔した際も、役員の皆様から夏休みは実は困ってるんだということで、その辺の事情もお伺いしたところです。ただし、

調査といえますか、どれくらい経費がかかるかということを含めて、これは長井市全体のすべてのものをもう一度見直ししなきゃいけないじゃないでしょうか今時期でございまして、例えばことしは宮プールは休んだわけですが、また19年度は続けた例えば古代の丘の資料館とか、あるいはスキー場、2つあるのをどうするかとか、あとはほかにもいろんな施設の中で、やはりほかの市町村と比べて特に遜色のないものについては、市民のご理解を得ながら休まざるを得ないというふうな財政状況だと思っておりますので、そういった意味では、ここで再開するということはお約束できませんけども、ただ、全体的なやはり調査、そしてその代替をどうするかという部分についても含めて検討してまいりたいというふうには思っております。

- 町田義昭委員長 10番、高橋孝夫委員。
- 10番 高橋孝夫委員 本当は来年度から再開してほしいんですけども、そのためにやっぱり最小限の調査研究はしてもらいたいということは申し上げます。本来であれば私も市内全体のプールのことについても申し上げたかったんです。例えば中学校のプール、2つあるわけですが、ほとんど使われてませんよ。これをどうするかという問題だってあるわけです。そういったところもいろいろあるわけですが、現実的に要望のあるところ、この辺にやっぱりどうこたえていくかという意味で、これからもぜひ前向きにご検討いただきたいということを申し上げながら、質問を終わります。

### 蒲生光男委員の総括質疑

- 町田義昭委員長 次に、順位2番、議席番号6番、蒲生光男委員。
- 6番 蒲生光男委員 私の通告してますのは3

点なんです、特に今回も1番目の長井市の税務行政ということについて重点的にお聞きをしてまいりたいというふうに思います。

1、2、3という順序なんです、最初、まなび館の関係について若干お聞きさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、まなび館とコミュニティセンター、これの利用客といいますか、訪れていただいたお客さんは何人か、市長がわかればですが、わからなければ文化生涯学習課長の方から答えたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 具体的な数字はちょっと持っておりませんので、担当の課長の方から答えますので、よろしく願いいたします。

○町田義昭委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 まなび館とコミュニティセンターの利用状況ということでございましたが、まなび館については私どもの方ではなく、企画調整課の方で把握されてるのかなと思いますので、コミュニティセンターの方の利用実績について申し上げたいと思います。

平成18年度は利用ございませんでしたが、平成19年度、9月までの利用状況でございますが、7件の利用がございまして、利用日数といたしましては14日間という延べになっているところでございます。利用人数につきましては191人というふうな状況になっております。

以上でございます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 じゃあ、まなび館の方、お願いできますか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 申しわけありません。ただいま数字、はっきり把握しておりませんので、ちょっと調べさせて、後ほど報告させていただきますようにお願いいたします。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 このコミュニティセンター7件で14日191人の延べということなんです、利用料はどうなってますか。

○町田義昭委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 利用料金は全部で8,500円でございます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 実は7月31日から8月4日まで、東北大学と仙台大学のいわゆるトライアスロン部という学生が17名、このまなび館と、それからバンガロー3棟を利用して合宿をいたしました。今回の合宿で2度目なんです、指導に当たったのは、シドニーオリンピック、それからアテネオリンピックのトライアスロン競技日本代表選手であります、旧原町市出身の西内洋行という選手ですね。それと下村真紀という選手が同じくアテネオリンピックの補欠だったんですが、やはり日本代表選手です。この2人が結婚しまして、この2人が指導に当たりまして、全部で19名、ここの施設を合宿所として使わせていただきました。

3日の日に市長、教育長に表敬訪問させていただきまして、学生たちは大変感激をして帰ったようでございます。3日の日は、市長、教育長の表敬訪問の後、長井小学校の水泳部の皆さんを中心にした走り、泳ぎの教室を、ことして2回目なんです、これを開催して、非常に子供たちにも、それから校長先生、教頭先生にも、教師の方あるいはまた見に来た保護者の皆さんも喜んで帰ったところでございます。来年は東北の大学の学連選抜で合宿をしたいという希望も出ているわけですが、市長もあいさつの中で、ぜひ学生の皆さんの合宿のためには何か便宜を図る方法はないかというお話をいただいて、本当に私もうれしいと思ってるんですが。

こうしたコミュニティセンターを中心にして使うといった場合に、コミュニティセンターはせいぜいあそこに収容して寝泊まりをすれば、

+

6人ぐらいしか泊まれないわけですよ。そうしますと、おのずとほかの施設も併用して使わなきゃいけないと。例えばバンガローですと子供8人、大人だったら5人程度。あそこ、体験交流センターというのがありますから、あそこで大人30人程度泊まれるような収容能力は持つてると思うんですが、何せばらばらになってるもんですから、なかなか不便だということがございます。

そして、今回、特に西内夫妻については、第一JVの三浦所長をお願いをしまして、あそこに宿泊施設があるんですが、来客用の部屋がちょうどあいていたということで、そこを2部屋便宜を図っていただきました。せっかくの施設をこれから先、維持管理をしていくということになるわけですので、別にこういった利活用の方法だけではないわけですが、いろんな利活用が便利にできるように、いろいろ市としても工夫をしていくべきではないのかなというふうに思います。

今回、コミュニティセンターでちょっとガスの出が悪かったり、あるいはまたあちこち点検、私も見て歩いたんですが、ガスボンベが外に2本大きいやつが立ってまして、外からボンベのバルブが操作できるようになっておりますよね。これでいたずらされたりしないのかなという心配が一つございました。何かあると、これはまた大変困る事態になりかねませんので、そういったことも含めて、何か利用者の方から要望事項とかが上がってきてることがもしあれば、お答えいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 蒲生委員にお使いいただいて、大変細かいところについてご指摘いただいたというふうに思います。私どもの方にいただいておりますご意見等については、比較的好意的な意見でして、厨房なども広くて大変よかったというふうなご意見をちょうだいし

ております。ただ、春先の利用者の方からは、ちょっと暖房の効きがよくなかったというふうなこともございます。ぜひお使いになられて気づかれた点については私どもの方にも教えていただきまして、対応できる限りしてまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 大変使い勝手はいいんですよ。泊まるように初めからそういう思想がないですから、あそこで泊まるっていうのは余り適さない部分はありますけど。ただ、春、夏、秋までの間でしたら十分泊まっても、なかなかいいのかなと思います。バーベキューもしましたが、あの日は慈光園とリバーヒルの夏祭りの日だったもんですから、ちょうど花火があそこから真っ向に見えて大変いい景色だったんですよ。使っては大変使い心地が悪くない。ですけども、利用者が時々しか来ないもんですから、ガスの出が悪かったり、いろんな問題が出てまいります。そういったことがこれからも懸念されますし、今のところ修繕費用なんて用意してないわけですが、これから長い期間にわたりますと、当然費用も発生してくるものだと思います。できるだけこれをPRをしていただいて、そして利用客がふえるようにしていくべきでないのかなというふうに私は思ってるんですよ。

それから、まなび館については、当然ダムのご案内施設という性格から、本来ですとダムの完成になりますと、これがなくなるというか、そういう運命にあるわけですね。ですけども、これはなくさないで、いずれ市が受け継いでいくということになるろうかと思いますが、あそこにぼつんと一つがあって、上にもまた一つコミュニティセンターがあるというので、私は非常にこれがばらばらで、何かもう少し付加価値をつけるようなことにするには、このまなび館が

ダム工事終了する前にコミュニティセンターの方に移設できないもんだろとかいうことをちょっと思っているわけです。これは、この時期になるとなかなか難しいのかもしれませんが。前の所長さんはそういったことを熱心に話されておられたというふうにお聞きしてるものですから、その可能性というのは、それがいいのかどうかはわかりませんが、そういう可能性というのはどの程度あるというふうに市長はお思いでしょうか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

蒲生委員おっしゃるような、私も同じところにあった方が非常に利用する面ではいいだろうというふうに思ってますし、できればまなび館もコミュニティセンターの隣にあればいいなどは思うんですが、具体的にまだ相談していませんが、相当な経費はかかるだろうと。恐らく建設に要するお金まではかからなくても、それに近い金額はかかるんじゃないかと思われまので、同じ平面で普通の民家ですと引っ張るということはできるんでしょうけど、ああいった鉄筋コンクリートの建物は難しいだろうと思えますので、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思ってます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 本当にダムがこれから盛りに工事に入るといふときであれば可能性もあったのかなと思いますけれども、あとわずかの期間ですので、非常に難しいだろうなと私も思います。ですけど、これから先、まなび館うまく使っていく、あるいはまたコミュニティセンターも使っていく。コミュニティセンターには周辺に散策路をつくるという話もありますので、そうやってできるだけ多くの市民の皆さんの利活用を図れるように進めていくべきだなと思います。コミュニティセンターをもっと使ってみませんかみたいなPRというのは、やった

ことありましたか。もしなければ、これからやったらどうかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○町田義昭委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えいたします。

確かにコミュニティセンターの利用について具体的なPRは、これまでは行っておりません。大変立派な施設でもございますので、市のホームページに掲載するなど、利用について広報をしてみたいというふうに考えてます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

最初の税務行政の関係についてご質問させていただきたいと思えます。

決算総括で、特に収入未済額及び不納欠損額問題について質問させていただくのがこれで16年、17年、18年、19年と4回目でございます。特に16年の決算議会におきまして、私は、収納率の向上のために何かチームを組むとかして取り組むべきでないかというお話を申し上げました。そういう方向に取り組むという返事はいただけてまして、実際に収納率向上対策本部というのができたのが平成17年の1月ごろでしたか。たしか2月の13日とか14日とか、そんなだったと思えますが、立ち上がりまして、実際にはまだ3年目の状況になってるわけです。

おくれましたが、きょうは委員長の許可をいただきまして、「一般市税現年・滞繰合計収納率推移」という、13市の中で特に上位市、村山、山形、米沢、そして長井と、そして一番下の下位の市と、この推移のグラフを私なりにつくってみました。下の方は、これは国保に関する現年分滞繰分を合計した収納率の推移ということで、同じように村山、尾花沢、東根の上位市、そして真ん中が長井市で、一番下が米沢という推移をつくってみましたとございます。

まず、一般市税等についていいますと、長井

市は96.68が10年、そして17年が底で90.33、そして18年で90.95、つまり17年から収納率向上対策本部ができて、ここで活動が開始されたわけです。そして、それなりの取り組んだ成果がこの18年の90.95という収納率の推移まで若干上向いてきたということなわけですが。これは対策本部の中でつくった資料を税務課長にいただいたわけですが、10年度は96.68、滞繰分、収入未済額も少なかったんですが、これが収納率が落ちるに従って、当然収入未済額がどんどん上がって行って、平成16年度がこのピークになるというものですよね。

つまり収納率がどんどん下がって行って、収入未済額がどんどん上がって行く過程での取り組みって、今思えば重点的に取り組まれた形跡がなかったのではないかなというふうに思うわけです。ことしは、特に不納欠損の額も8,000万円を超える額ということで、近年余り聞いたことのない大幅な額になってますので、これから先も果たしてこの不納欠損額がどうなっていくのか非常に私も心配をしているところでございます。

それから、一般質問でも申し上げましたけれども、ワーキングプアあるいはまたネットカフェ難民あるいはまた所得ゼロ世帯が21.8%という、こういう格差社会の中で長井市も例外でございまして、これが税務行政の方に影響を及ぼさないかということも、また一面心配をしているわけでございます。こういった問題について、この収納率向上対策本部に対して、市長、副市長の基本的なご認識というものについてまずお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

委員ご指摘のように、収納率の向上というのは自治体にとっては大変重要な課題だというふうに認識しております。それで、未済額の増加

については大きな問題としてとらえているところなんですけど、先ほど委員からお話あったように、17年に委員の方からのお勧めもあって、収納率向上対策本部を設置したところでございます。それ以降、未済額がわずかながら縮小してきたというふうに見ておりますけども、委員からいただきました資料なんかを改めて見ますと、やはり村山市とか、あるいは近年では米沢市が非常に実績を上げてきてると。その部分をやはりもう一度分析しながら、長井としてどういった対策を講じることが一番いいのか、そこをぜひ検討してまいりたいというふうに思います。

あと18年度、不納欠損額の処理をしたところでございます。8,000万円と例年と相当開きがあるぐらい、今回は上げさせていただいたんですが、慎重にこれを対処してきたところなんですけど、やっぱり1件1件つぶして、これはどうしようもない状況だなと。それをやはり議会の方からご指摘いただくんですが、先送りしてもしようがありませんので、しかるべき時期に出さなきゃいけないということで、今回は不納欠損処理をさせていただいたところでございます。来年以降も同規模の不納欠損が発生する見込みではありませんので、今回だけだということでご理解いただきたいと思います。納税意識を高める教育とか広報も、とにかく積極的にやっつけていかなきゃいけないというふうに考えております。

○町田義昭委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 市長と同じご質問をいただいたわけでございますが、近年の未済額の増加につきましては、基本的な認識は市長と同じでございます。おっしゃるように、未済額の増加につきましては、財政面で大きな危機に陥るといこともございますし、それからまたある一定の線を超えると、市民の納税意識が急に低下するというふうなことの危険もはらんでいるわけ

でございます、そういった懸念は十分に今から防止しておかなければならないというふうに思っております。

先ほど市長が話しましたように、蒲生委員のアドバイスなどもありまして、平成10年度に収納率向上対策本部が設置されて、17年度は管理職と税務課職員が組んで班を構成いたしまして、債務者の徴収活動に取り組んだと、それ以降、そういうことだそうでございますが、17年度には2回の活動を行いまして、約460万円、これは滞納繰り越し分、毎回滞納分について取り組んで460万円余の実績を上げた。それから、平成18年度、昨年度は、同じく2回にわたって活動いたしまして、約900万円の納付実績を上げたということでございます。これは、18年度は現年度分といいまして、いわゆる現年課税の分で、もう滞納になってる分もあわせて徴収を行ったということでございますが、ある意味では繰り越しさせないということでは非常に効果があったということでございます。

この向上対策本部につきましては、これからも継続して活動していきたいと思っておりますが、そういう期間限定的な取り組みだけではなくて、やっぱり市の幹部職員が共通の認識に立って、常に税収に関心を持ちながら対応していくと。あるいは税以外の徴収金がございますが、税外徴収金の動向についても、あわせてこの対策本部の中で情報交換しながら、有効な徴収対策をとっていくというような活動を進めていくべきではないかというふうに思っております。

それから、ご紹介しますと、ことしも間もなく活動をいたしますけれども、一つは、ことしはあわせて口座振替制度の利用促進というものを掲げて訴えていきたいというふうに思います。口座振替制度は、ご承知のとおり、滞納を発生させないための有効な手段、いわゆる納期内納税を高める手段でございますので、この点を進めてまいりたいというふうに思っております。

不納欠損額につきましては、市長の答弁のとおりでございます、多分にこの2カ年については多いというご指摘でございますけれども、内容を見させていただきますと、十分な調査といたしますか、滞納者の生活状況とか、それから所在、所在不明になっている状況とか、それから財産状況、いわゆる資力回復の状況なども調査した上で行われておりますので、適正なものだったというふうに思っております。いずれにいたしましても、今後とも不納欠損処分については、税の公平性の確保を図るという点からいまして非常に重要なことでございますので、事務処理に遺漏のないように努めてまいりたいというふうに思っております。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 副市長には続いてお伺いしますが、県はこういうものに対する対策って、具体的にはどのようにとられておりますか。

それから、私わかんなくて調べなかったんですが、収納率アップ支援策というのは、県の、これはどういう内容のものか、お聞かせください。

○町田義昭委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 県税を扱っております、市町村の税目とは違うわけでございますが、やっぱり同じような徴収の苦しみというのはございます。それで、今もやっているとは思いますが、県の場合ですと7カ所に税務課がありまして、そこで直接取り扱っておりますけれども、県の統一的な取り組みといたしましては、決算が終わった7月から、7、8、9の3カ月間を滞納繰り越し分の整理の強調月間というふうに設定しまして、要するに新しい税の滞納がまだ始まらない前に、割と余裕あるうちに古い残っている滞納繰り越し分の整理をしようということで、税務職員挙げて取り組むというような体制をとっております。

要するに7つの税務課にいろいろ計画を立ててもらいまして、それによって実施してもらうということになってるんですが、一つ、私が置賜総合支所におったときにやったのは、大口滞納者の徹底的な整理といいますか、それをまず主眼にしておりました。それから、もちろん財産調査をいたした上で、積極的に差し押さえに持っていくというような方法をとりました。それから、換価可能な財産につきましては、差し押さえ財産につきましては、積極的に公売をして税へ充当するというのをやったところでございます。

ただ、一方で、やっぱりどうしても資力がないうる者については、執行停止中のものもありますので、その定期的な調査もあわせてやっております。3年経過したものについて資力回復しないと、あるいは行方不明になってわからないというものについては不納欠損処分を持っていくという、そういう整理のための期間にしております。今でもそういうやり方をやっているというふうに思っております。

県の支援策ですが、これはことしから県の市町村課の取り組みとして行っているものでございますが、実はもちろんご存じだと思いますが、いわゆる住民税は市町村が半分、県民税の分も徴収委託を受けてやっております。要するに住民税の徴収動向というのは直接県にもかかわってまいりますので、県の方でもこれについて積極的な支援策をとっていかうということでありまして、それで、たしか90%を下回っている市町村において希望するところには、県の職員がいろいろとあらゆる支援をするというような体制をとって、その希望の調査を行ったということでございます。長井は自力で何とかやろうということで、陰ながらの支援をお願いしておりますけれども、直接支援班に来ていただいている支援というようなことまでは至っておりませんが、そういう支援策だったと思います。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 税務課長にお伺いします。

今回の不納欠損8,000万円出てるわけですが、地方税法第15条7の第4項あるいはまた第15条7の第5項あるいは第18条というふうにあつて、私がお聞きしたのは、その第15条の7第4項、7第5項というのが、いわゆる自己破産といいますか、そういうたぐいのもので、第18条については時効が成立した分であるというふうにお聞きしております。この第18条で、これはこれだけの個人市民税から含めてあるわけですが、これは結局何件ということになりますか。何件で何人というか、そこら辺はどうでしょうか。

○町田義昭委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 お答えいたします。

17年に収納率向上対策本部を設置いたしましたから、17、18とかけまして滞納処分により厳正な対応をさせていただいてきております。その中の取り組みの一つといたしまして、これまでの滞納分につきまして点検をさせていただきまして、法に従いました処理をさせていただいたものでございます。

ご質問いただきました件につきまして、ちょっとダブる人数がありますので、一概には言えないんですけども、地方税法の第15条の7の第4項によりまして執行停止をこれまで3年間続けてまいりまして、収入の回復が見込めなかったりした方につきまして欠損処分させていただいておりますけれども、大体市民税あるいは国民健康保険税、固定資産税を含めまして、それぞれ約30件から50件前後の方が対象となっております。

また、同じく第15条の7の第5項によりまして執行停止も直ちに欠損させていただいたもの、自己破産等がありまして、現在持っております財産等を全部処分された方につきましては、税金を払っていただく見込みができませんでしたので、こういった方々につきましては、それぞれ市民税、固定資産税、国民健康保険税、10件

から30件ほどの方が欠損の対象となりました。

あと第18条、5年間の期間を経過いたしまして、時効を迎えた方につきましての欠損でございますが、こちらの方が2年前から取り組ませていただきまして、厳しく対応させていただくのにあわせまして、差し押さえなり、あるいは納税誓約書を出していただきまして、できるだけ時効にならないような対応をさせていただいてきておりますけれども、この2年間の取り組みでそれらを整理させていただきました。それによりまして、時効を迎えまして、どうしても法的にも収納できないという方ですが、こちらの方も市民税、固定資産税、国民健康保険税、こちらの方は約300名から380名ほどの方がいらっしゃいます。

○町田義昭委員長 ここで暫時休憩いたします。  
再開は3時20分とします。

午後 3時00分 休憩  
午後 3時20分 再開

○町田義昭委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

蒲生光男委員の質疑を続行いたします。  
6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 収納率向上対策本部の活動ですが、これは例えば当初どの程度の目標を立てて、今現在の活動で十分見合いのとれた実績が上がっているというようなことになってますでしょうかね。いわゆる収納率向上対策本部として十分成果が上がっているというお考えなのか、それとも、いや、ここではこういうところが足りないというようなことがもしあれば、お答えください。

○町田義昭委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 お答えいたします。

今までは、ここ2年間は収納率向上対策本部が取り組む一定期間の取り組みについて、どのぐらいというような目標設定はしておいたということございまして、今後もそのような取り組み期間の目標みたいなものを定めて実施したいと思いますが、それ以上に全体の収納率向上に向けての目標設定というものを今回の自立計画の見直しの中で、今90.数%を何年か後には何ぼに上げるというような目標設定をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 予算の総括でも申し上げたと思うんですけど、やっぱり予算編成する際、収納率を何ぼに見るかとか、それは各課にお任せのような答弁が財政課長からあったと思うんですけども、そうではなくて、きちっと整理をして、どこまで目標を立てていくのかということについてはっきり指針を示すべきだなというふうに思うんですよね。それで、その数字まで到達し得ないときは、なぜ行かなかったのか。当然そこにはPDCAを回して反省をすれば、その原因がわかるわけです。例えば過度な目標値を設定してしまったとか、あるいはまたとんでもない急変事変がそこに入って、いなくなってしまうとか、そういうふうにして科学的な論拠を示しながら対策本部として活動していただきたいもんだなというふうに思いますので、その点について市長からお答えいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 委員ご指摘のとおり、まずしっかりと目標を設定して、その際には、村山市あるいは近年、向上してる米沢市の事例等々を学びながら、達成可能な数値目標、余り過度に高くしてもしょうがない可能性もありますので、ぜひ目標設定しながら、PDCAですね、これをしっかりと経営手法を持ちながら行ってまい



りたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 税務課長にお伺いしますけども、いわゆる村山であったり、一般市税では山形、米沢は最近、このグラフでもありますように92.95から今は93.43まで上がってきてるんですよね、米沢がベストスリーということで。上位3市と長井市の決定的な差、なぜこういうふうに差がつくのかということについてはどのように分析しておられますか。

○町田義昭委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 今年の質問でもお答えさせていただきましたが、それぞれ村山、米沢の取り組み状況を調査をさせていただいております。村山では、納期が過ぎました後に電話によりまして納税の称揚を行っているということでしたので、それを学ばせていただきまして、こちらの方でも、ある程度電話での納税の称揚をさせていただいております。また、今年の2回目の取り組みでは、その年の納期が到来した分につきましても一緒に徴収対象とさせていただきまして、できるだけ滞納を発生させない、あるいは納期過ぎてでもできるだけ早いうちに払っていただくような取り組みをさせていただきまして、ある程度の成果を上げることができました。

あと、米沢の方は、研修等を行いまして人的な資質を上げてきたというのが効果があったというふうなお話がありましたので、17年から、それまでは徴収担当職員一人一人の判断で対応していたものを、担当者それぞれ情報交換をするようにいたしまして、いろんな自己研さんの研修をするようにいたしました。また、処分の方法につきましても、同じようなレベルでちゃんと処分するような研修と情報交換をするようにいたしましたので、その辺は少し学ばせていただいて、新たな取り組みをさせていただいてはきております。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 米沢、国保が極端に悪くて、一般市税が大変いいわけですね。一般市税のようにやれば国保も上がるとはならないんですかね、これ、わかんないですけど。でも、いいところは学ぶという姿勢は必要だと思います。それで、村山がやってるわけですから、長井市ができないわけでないと思いますので、ぜひ収納率を村山並みに上げれば、新たにどれだけの財源が生まれてくるか、これは一目瞭然なわけですね。ぜひそういった取り組みをこれからも継続的な事項として、重要な事項として取り組んでいただくようお願いをしたいものだというふうに思います。

国保について、徴収に関しては税務課で行っているわけですが、市民課長に国保の収納率について、担当課長としてどのようにお考えなのか、認識ですね。直接収納業務にはかかわってないとしても、非常に国保の運営にこのままでいくと支障を来すことにならないのか。その点はいかがですか。

○町田義昭委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答えいたします。

委員のご質問のとおり、収納事務は直接税務課で行ってますが、国保の給付及び資格審査などを主に行っておる担当主管としましても、収納率向上は事業会計運営上、必要不可欠なものだというふうに思っております。県の支援策としまして、収納率向上特別対策事業というのがございます。それをいち早く受け入れまして、昨年度の18年度の事業費では250万円ほどですけども、支援費として211万2,000円を受けております。具体的には、嘱託徴収員の雇用という形をとらせていただきまして、税務課の方の収納係の方に配置をさせていただいております。

以上です。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 今、嘱託で収納業務を行

っていただいている、何か最近は大口の徴収もあつたように聞きますけれども、年間どの程度集められているわけですか。

○町田義昭委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 嘱託徴収員といたしまして1名お願いしておりますが、17年度の10月から活動していただいております、18年度丸々1年間活動をしていただいております。18年度1年間の実績といたしまして1,086万円ほどを集めていただいております。

なお、これは70%ぐらいが国保の割合ですが、それ以外ほかの滞納があれば一緒に集めておりますので、一般市税の方もあわせて集めていただいております。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 結果としてはすばらしい数字だと思うんですね。だからといって、あと10人ふやせば1億円になるかという話じゃないかもしれませんが。やっぱりそういうのもいろいろ学んで、これからもやっていく必要がある。そして、徴収員の方も立派な方ですので、これはおどかしても取れる問題でもないし、粘り強く丁寧にとというか、立派にとというか、時にはそうでないことも必要なのかもしれませんけれども、徴収事務というものを怠りなくやっていただくようお願いしたいもんだなというふうに思います。これは特別徴収ということで、これから先も続けていく予定ですよ。

○町田義昭委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 収納率はまだまだ高くない数字ですので、今後とも引き続き受け入れていきたいというふうに考えております。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 この国保の13市の中で、やっぱり高いのが村山ですよ。村山が89.33、長井が76.78ということですから、大分開きがある、米沢は特別として。やっぱりこうやって村山については、市税についても国保について

も高い収納率を上げているという事例が、これこそ偽らない数字だと思いますので、あるわけですから、これどうやったらこうなるのか。やっぱり電話の聞き取りだけではなくて、もうちょっと市民課長みずから体験版でしばらく行ってくるとか、何かもう少し真髓を学んでくるというようなことが必要なんじゃないかなというふうに思ったりするんですけど、それはいかがですかね。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ぜひ村山市には電話等々の問い合わせじゃなく職員の方も、近いわけですから、ぜひ学ばせていただくように、村山市の方にもお願いしてまいりたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 ぜひお願いしたいと思います。

それで、住宅使用料の関係で建設課長にお伺いします。つまり住宅使用料においては156万1,870円、不納欠損処理をしているわけですが、個人情報もありますので、余り詳しくは言えませんが、2件の方の不納欠損処理をした結果、こうなつたと。Bさんという方が不納欠損額138万7,200円ということなんですよ。これは結局いつからいつまでの滞納額ということですか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えをいたします。

このBさんにつきましては、平成2年から平成8年まででございます。平成8年に明け渡しの退居をいただいたということでございます。月数は66カ月ということですよ。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 こういうのがまかり通っているということ自体がおかしい話だと思うんですよ。市営住宅に入居するときに保証人2名つけますよね。保証人というのは何のためにつけるかという、滞納が出たときに、その方からいただくということなんじゃないんでしょう

か。つまりこの方は既にもうどうしようもないということはわかりますけど、今現在どれだけ滞納があるかといいますと、661万3,000円に滞納繰り越し分で現年度分で127万円ですよ。これは、なぜこうなるのかと。特に現年度分については、なぜこうなるのかと。保証人の方に話をするとするのは、滞納が始まって何カ月滞納すれば行くわけですか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 まず3カ月の滞納がご本人から滞って滞納したという時点で、ご本人に私ども建設課の方に来ていただくなり、それから出向くなりをして接触をさせていただきます。それに基づきまして、何らかの改善策がとられれば様子を見るんですが、それでもだめだという場合は、保証人の方にご連絡を差し上げて、今までの事例を見ますと、保証人から本人に連絡が行って、まず一たん本人が払うというような形は傾向は見られますが、それ以外の場合、本人も改善が見られないという場合は、保証人を直接呼びまして、お支払いのお願いをして、昨年も今年度も40万円から50万円の保証人からの入金をいただいたという事例がございます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 この127万1,000円というのは、3カ月未満の滞納額の合計ということなんでしょうか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

この127万1,000円の中でございますが、一部若干3カ月を超える事例が3件ほどあります。その方につきましては、9月中に一応呼び出しといいますか、改善といいますか、滞納の部分の解消をいただくような形で今進めておるところでございます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 改めてお聞きしますが、保証人の方は、今、市営住宅に入居されて

いるすべての保証人の方は、自分が保証人になっていると、それから保証人としての責任はこうであると、そういうことがきちんと自覚されていらっしゃるでしょうか。その確認は、例えば保証人が途中でかわる場合もあり得るかと思いますが、そういった詰めはなさってますでしょうか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

保証人を設定いただく際は、当人が入居する際に保証人2名をつけて入居申し込みということになりますので、直接私どもは当時から保証人の方々に面談をするという形はございません。さらに、先ほどお答えしましたように、3カ月間の滞納の形が出まして、それから保証人との接触という形になりますので、滞納が出なければ、通常お支払いは常時入れていただく方の保証人の方については接触がないというようなことになろうかと思えます。つまりは滞納があつて初めて接触があるということでございます。

それで、保証人の変更等々につきましては、3カ月に一度、私どもの方で納付切符を発行する際に、あわせて通知文と一緒に同封をさせていただいております。変更の際は必ず申し出をいただくというふうな条件となっておりますので、そのような形で今は行っているということでございます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 そうしますと、保証人になられた方は、「とりあえず頼まれたから判こを押したただだよ」と、「滞納とか知りませんよ」というふうになりませんか。保証人っていうのは、そうじゃないんじゃないかなというふうに私は思うんですけど。それは改めて確認するまでもないと言えば、そうかもしれません。しかし、現実問題として保証人から取れなくて、やがて不納欠損、結局は不納欠損処理するしかないということになるのは、非常にまじめに支

払ってる方から見れば不公平感が募ると思うんですよね。しかも、市営住宅というのは安い家賃で入っておられるわけでしょう。だから、これ保証人の2名つければいいよというだけではなくて、やっぱりそういう本人の自覚もそうですが、保証人として責任という確認も必要なのではないのかなと私は思うんですよね。去年も浅野課長にそういった趣旨の質問をさせていただいたんですが、いかがですか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 私どもとしましては、当時といたしますか、入居していただく際に保証人になっていただくという署名を取り交わしてるとい形だけになってるわけですが、業務上といたしますか、通常の業務の中で保証人の方と実際的に接触するという、連絡をとり合うという形は、今の形としてはとっておりません。

さらに、委員おっしゃられるように、保証人の方が認識をしているかというような部分についても確認はとっておらないわけですが、何らかの形で私どもとしてもやっぱり定期的に保証人の方にご連絡をするなり、そのような方法が必要かというふうには考えます。ただ、通常お支払いをいただくという前提が原則でございます。当然のことでございますので、できる限り保証人の方にはご迷惑をかけない形で入居者にお支払いをいただくということで努力してまいりたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 市長にお伺いいたしますけれども、私は今の答弁ではいささか不満だと思うんですよね。初めから踏み倒そうと思って入る人はいないかもしれませんが、さまざまな事情が重なって、こういうことになるのかもしれませんが。その事情によっては、少し待つことも可能でしょうし、さまざまな手を施すことも可能かと思うんですが、しかし、途中で払わなくて済むならばというふうな気が起きたりすると、

これは大変な問題になる。結局約1,000万円近い、延滞金まで入れれば1,000万円を超える額になるわけですが、こういった額がそのまま不納欠損で処理されるということは、非常に逆におかしい話だと思うんですよね。書面にそういったことをうたってあるかどうかはちょっと確認してみませんかとわかりませんが、とにかく保証人たるは何かということがきちんと確認されるように、家主の方としてもそういう責任は当然あるのではないかと思います、こういった問題がまたぞろ続いて発生しないように、きちんと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 市営住宅につきましては、少なからず生活困窮者のための住宅という意味合いもございますので、その辺は配慮しなきゃいけないと思いますが、委員ご指摘のとおり、民間の住宅に入る場合ですと更新というのが必ずあるわけですね。そこでもう1回意思確認とかできるわけですが、市営住宅は入ったら入りっ放しだと。そんなことで、先ほど最初の未済額といたしますか、欠損額が生じた事例を見ますと、保証人の方も既に死亡なさっていると、2人とも死亡なさっているというようなこともございますので、規則等をもう一度見直ししながら、例えば更新の際に、更新という制度を設けて、お金はいただかないんですけども、保証人の確認をさせていただくとか、あるいは更新する際に滞納額が多い人については、場合によっては保証人をきちっとつけてもらわないと、あるいは保証人にその部分を負担していただかないと、なかなか出ていただくというのは難しいと思うんですが、その辺なんかもあわせてできるような、そういった見直しもしないと不平等になってしまうのかなというふうに思いますので、検討してまいりたいと思います。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 公平性を保つと、まじめに納税している人がばかを見ないようにするというのがとにかく基本だと思いますよ。家賃についても同じですし、そのほかの問題についても同じだと思いますので。それは生活困窮者で、特に行政として考えなきゃいけない人については、こちらはもちろん考えなきゃいけないと思いますよ。ですから、水道、電気はとめられますけど、住宅というのはなかなか立ち退きをさせるのはなかなか大変じゃないですか。その点、こういう問題がどんどん縮小していくように手を打っていただきたいと思います。

4番目の個人情報を守る相談窓口の設置ということについては、実は私が自分のうちの国保税の更正の紙をいただいて、何だもっと安くなるはずだと私は勘違いをして行ったんです。この紙が来ますよね。この紙を見てください。なかなかわかんないですよ。全然本当にわかんないって感じなんですよ。これぼろんとよこされても、わかんない。聞きに行くと、今度はちゃっこいカウンターが1個あっただけで、そして私のほかにもどンドン人が来るんですよ。そうすると、同じところにさまざまな資料を並べて、ああでもないこうでもないってやっつてのが、非常に個人情報がどうのこうのって言われる時代に、おかしな話だと思ったんです。ですから、せめて税務課の職員と市民の方が話をするとき、こういうふうについでが立ったところで話し合いができるような、そういったことが必要ではないのかなと、私の体験からこれは申し上げることなんですが。その点について、いかがでしょうか、税務課長に。

○町田義昭委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 先日、窓口においでいただきました際に、そういった旨職員の方にもお伝えいただきましたし、職員も同じようにその問題があるのではないかなというふうな認識をしておりまして、早速レイアウト等を見直しを

いたしまして、具体的な資料を出して相談をしなければならぬ方につきましては、カウンターの中に入れていただきまして、相談用のテーブルを一つ設けましたので、今後はそういったことがないような形で対応できるようになるというふうに考えております。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 それで、国保税は世帯主課税で限度が56万円ということですが、例えば前年度の所得に対して住民税なりも課税されてくるわけですね。うちの息子の場合ですと、越谷の方にいたもんですから、普通徴収になりました、26万円の住民税が来たんです、通知が、6万円幾らずつ掛ける4回で。嫁も16万円ぐらい来まして、「川口市役所に電話してやれ」って言ったんです、私。そして、分割の納付書を切ってくれるはずだから、頼めば。そしたら、川口市役所では、「できません」と。「できないと言われても、そんなに一遍で払えません」って言ったら、「そのままにしといてください」という電話だったんだそうです。長井市もそうやってるのかなと思ったりするんですよ。払えなくてもいいですよなんて話は、多分対応ではないと思うんですよ。ですので、特に普通徴収に変わったような場合、例えば「納付書を分割して切ることも可能です」とか、そういうのを、単にこういう紙をぼろんと入れるのではなくて、もう少し、いや、納税しなきゃなという意識が出るように、親切なところもあっていいのではないかと私は思ったんですが、そういう点は税務課長、いかがですか。

○町田義昭委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 現在も納税相談をいただきました方には、法定の回数に限らず、もっと分割した形で納税いただくような対応はとらせていただいております。通知書に全部書くというのは、ちょっとそれぞれの皆さんの財政事情がわかりませんので、ご相談いただいた方につき

ましては対応はさせていただきたいというふう  
に考えております。

あと決してうちの方では、払わなくてもいい  
ですというような対応はしておりませんので、  
間違いなく負担していただくものは負担をお願  
いしますというふうに言っております。また、  
分割していただきました際に、通常の納期より  
おくれてしまう部分が出ますので、督促状だけ  
は一部発送になってしまいます。それだけは了  
承いただきたいと思えます。

○町田義昭委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 時間ですので、3点目につ  
いてはちょっと時間がなくて触れられなくて  
申しわけなかったんですが、いつかの機会にさ  
せていただきたいと思えます。

特にこの税の公平性の問題、そしてこれから  
も税を徴収するということが非常に難しく、大  
変な時代に差しかかっていると思えます。その  
中での収納率向上対策本部、非常にこれからも  
頑張ってくださいませんと大変なことになる  
というふうに思えますので、可能な限りの税務行  
政のサービスということを検討していただきま  
して、市民が気持ちよく納税できるように取り  
組んでいただきますようお願いをしまして、  
質問を終えたいと思えます。ありがとうございました。

○町田義昭委員長 以上で通告による総括質疑は  
終わりました。

これより細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにペー  
ジ数をお示しの上、お願いいたします。

## 認第1号 平成18年度長井市歳入 歳出決算認定についての質疑

○町田義昭委員長 それでは、認第1号 平成18

年度長井市歳入歳出決算認定についての一般会  
計の歳入から順次質疑を行います。

まず、認第1号の一般会計の歳入全部につ  
いて質疑を行います。事項別明細書の27ページか  
ら50ページであります。ご質疑ございませんか。

8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 ページ数は27ページとい  
うことで、ただいまも蒲生委員が総括しました  
税収問題でありますけれども、税務課よりもら  
いましたこの成果報告にありますとおり、収納率  
向上対策実績というようなことで、こういった  
取り組みをやってきたと。そして、18年度にお  
いては一斉徴収を行い、890万円を超えると。  
これは先ほど副市長も答弁で言っておりました  
けれども、こうしたことが確かに収納率向上とい  
うようなことにはつながると思っておりますが、現  
状では長井市の場合最低のところを確保した  
んじゃないかなと、向上じゃなくて、考えよう  
によっては、これをしなければどんどんと収納  
率は下がっていったのかなというようなことで

あります。  
ですから、先ほども蒲生委員の質問にありま  
したように、こうした徴収体制というものは、  
これ以上の成果というものは私は期待できな  
いんじゃないかなというふうに思えますね。やは  
り税務課が主体となって各民生費、土木、いろ  
いろな負担金、使用料、そういったものもすべ  
て徴収をすると。国保に当たっては臨時の徴収  
員を配置しながらと、こういうことがあります  
けれども。やはり先ほどあったように、徴収率  
の高い市町村をモデルにというようなことがあ  
ると思えますけれども、その課ごとに、これは年  
がら年じゅう、一年じゅう徴収をやるとい  
うような体制も一つはあってもいいんじゃない  
かなというふうに思えます。

それと、ここには市税の取り組み状況とい  
うことで、督促状から差し押さえまでの件数  
があります。ある程度の悪質な方には督促状を

+